兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃

1 適用する家内労働者

兵庫県但馬地区(豊岡市、美方郡、養父市、朝来市及び丹波市をいう。)の区域内で絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000越につき、金額欄に 掲げる金額

		織機の規格		品目の規格		
品目		織機の種類	ジャカード 仕口数	仕上げの重さ 又は 編糸の本数	仕上げ幅	金額
後染	正絹無地ちりめん(正 絹変り無地ちりめん及 び正絹 ^{でを} 述ちりめんに 限る。)	小幅力織機		1 反が 670 グラム 以上のもの	36 センチ メートル のもの	184円
	正絹紋りんずちりめん		900 □			275 円
	正絹銀無地ちりめん					305 円
	正絹紋意匠ちりめん					315 円
先	正絹着尺		400 □	6.06 ジメートル の間に緯糸 が 22 本以上 のもの		390 円
	正絹コート地					360 円
	帯(無地物及び黒共帯を除く。)	小幅力織機 (両六丁)	400 口 以 上	3.03 セチメートルの間に緯糸が 60 本以上のもの		1,000円
		小幅力織機 (両八丁)				1,185 円
		小幅力織機 (両十丁)	600 口 以 上			1,390 円
		小幅力織機 (両十二丁)				1,495 円

(備考) 帯の織機の種類において、両十二丁の織機で両十丁の用途で使用した場合等、規格未満の 丁数の用途で使用した場合は、実際に使用した丁数の金額を適用する。

4 効力発生の日 平成14年2月14日